

(財) 大阪府埋蔵文化財協会調査報告書 第30輯

都市計画道路貝塚中央線建設に伴う

橋本遺跡

—— 発掘調査報告書 ——

1988

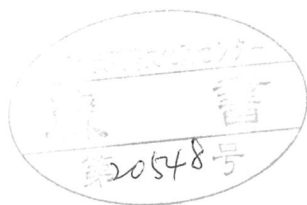
財団法人 大阪府埋蔵文化財協会

(財)大阪府埋蔵文化財協会調査報告書 第30輯

都市計画道路貝塚中央線建設に伴う

橋本遺跡

—— 発掘調査報告書 ——



1988

財団法人 大阪府埋蔵文化財協会



調査地全景（南東上空より）



橋本遺跡全景（北西上空より）

序 文

橋本遺跡の初見は、昭和26年の斎場建設の際の土師器、青磁碗、青磁皿、鉄製小刀等の発見に遡りますが、これまでの既往の調査例も少なく、詳細は不明な点が多くありました。従って、事前に試掘調査を実施し、中世包含層の確認されたヶ所について、今回、発掘調査を行なったものであります。

今度の調査結果については、本報告書に詳しく記述しているところでありますが、当該区は、石鏃等が検出されていること等から弥生時代にまで遡ることも考えられますが、やはり、主には、中世以降、耕作地として、開発が進められてきたことが判明しました。そして、現在、石才の集落が所在する本調査区の東方、一段高い段丘面は、著名な中世近木荘の集落に属していることが考えられており、それとの関連が考えられる等、少なからずの成果をあげることが出来ました。

本報告書が、橋本遺跡、ひいては中世近木荘の解明の端緒として、大いに利用されることを願って止みません。

最後に調査の実施にあたり、種々ご配慮いただきました大阪府土木部岸和田土木事務所をはじめとする関係各位に謝意を表すると共に、特に貴重な人材を直接派遣いただいています近畿府県教育委員会並びに大阪府下市町教育委員会に対し深謝申し上げます。

昭和63年10月



財団法人 大阪府埋蔵文化財協会

理事長 浅野素雄

例 言

1. 本書は都市計画道路貝塚中央線建設予定地内に所在する、貝塚市橋本遺跡の発掘調査報告書である。
2. 調査は大阪府土木部岸和田土木事務所の委託を受け、大阪府教育委員会文化財保護課の指導のもとに、財団法人大阪府埋蔵文化財協会が実施した。
3. 本書には昭和62年度事業として実施した試掘調査及び本調査のほか、昭和63年度事業として実施した試掘調査の結果も併せて記載した。
4. 調査は財団法人大阪府埋蔵文化財協会調査課第4班（班長 岩崎二郎）が担当し、技師 藤田幸夫 田中龍男が現地調査にあたった。調査は昭和62年10月5日から10月15日まで当協会技師 佐々木好直が試掘調査を実施し、その結果を受けて、昭和62年11月14日から昭和63年2月29日まで本調査を実施した。また、63年度事業としておこなった試掘調査は昭和63年8月1日から8月25日まで田中が現地調査にあたった。
5. 調査の実施および報告書作成にあたっては、大阪府岸和田土木事務所、貝塚市教育委員会および地元関係各位の協力を得た。
6. 本書に使用している地区割方法は、財団法人大阪府埋蔵文化財協会が国土座標第VI系を基準に設定したものである。4 m区画の呼称、文中の記号については、第Ⅲ章第1節に一括して示した。
7. 本書の挿図の方位は座標北を示し、標高はT.P.で示している。
8. 本書で用いた色調の表現は『新版標準土色帖』7版 1987年1月（日本色研事業株式会社）の色片との比較で記載している。
9. 遺構写真撮影は調査担当者の責任で行い、遺物写真の撮影・焼付については当協会資料係が担当した。
10. 本書の作成については、藤田・田中が共同で行い、編集は田中が行った。
11. 本調査では、理化学的な分析業務を次の機関に委託し実施した。
花粉化石等微化石及び火山灰分析業務……川崎地質株式会社

目 次

序 文	
例 言	
第 I 章	調査に至る経過…………… 1
第 II 章	立地と環境…………… 2
第 III 章	調査の成果…………… 5
第 1 節	調査の方法と概要…………… 5
地区名の呼称と略号…………… 5	
調査の方法と概要…………… 6	
第 2 節	層序…………… 8
第 3 節	遺構…………… 13
第 4 節	遺物…………… 21
第 IV 章	まとめ…………… 25
付 章	昭和63年度の試掘調査…………… 26

挿 図 目 次

第 1 図	貝塚市位置図…………… 1
第 2 図	周辺遺跡分布図…………… 3
第 3 図	試掘調査の範囲と試掘坑の位置図…………… 5
第 4 図	地区割模式図…………… 7
第 5 図	土層断面図 (I) …… 9～10
第 6 図	土層断面図 (II) …… 11～12
第 7 図	砂礫層上面検出平面図…………… 15
第 8 図	調査地周辺等高線図…………… 16
第 9 図	調査区全体図 (I) …… 17～18

第10図	調査区全体図（II）	19～20
第11図	包含層出土遺物（I）	23
第12図	包含層出土遺物（II）	24
第13図	包含層出土遺物（III）	24
第14図	昭和63年度試掘調査の範囲と試掘坑の位置図	27～28

図版目次

巻頭図版 1	調査地全景（南東上空より）
巻頭図版 2	橋本遺跡全景（北西上空より）
図版 1 上	橋本遺跡全景（航空写真）
図版 1 下	橋本遺跡全景（南東より）
図版 2 上	第1トレンチ全景（東より）
図版 2 下	第1トレンチ中央部断面（南より）
図版 3 上	第2トレンチ断面（南より）
図版 3 下	第5トレンチ断面（南より）
図版 4	包含層出土遺物
図版 5	包含層出土遺物
図版 6 上	昭和63年度試掘調査 A地区全景（東より）
図版 6 下	昭和63年度試掘調査 B地区全景（東より）

第1章 調査に至る経過

橋本遺跡は貝塚市石才地内に所在し、都市計画道路貝塚中央線建設予定地内のうち、国道26号線から貝塚市市営斎場に至る範囲内で周知されている遺跡である。

本路線の建設に先立ち、大阪府教育委員会は大阪府土木部岸和田土木事務所と、当該地域における埋蔵文化財の取扱いについて、協議を行なった。その結果に基づいて、大阪府教育委員会は財団法人大阪府埋蔵文化財協会に国道26号線からJR阪和線にかけての道路建設予定地内での試掘調査の実施を指示した。この協議の趣意に従って、大阪府岸和田土木事務所と財団法人大阪府埋蔵文化財協会との



第1図 貝塚市位置図

間に試掘調査の委託契約が結ばれ、昭和62年10月5日から同年10月15日の期間で約20ヶ所の試掘調査を実施した。

この試掘調査によって、調査対象地の北半部中央付近に中世遺物包含層の存在を確認するに至った。

この試掘調査の結果、大阪府教育委員会は中世遺物包含層の確認された北半部中央付近の約3700㎡については、道路建設に先立って全面発掘調査が必要であるとの判断を下し、その旨、大阪府土木部へ通知するとともに、発掘調査の取扱いについて大阪府土木部岸和田土木事務所と再度協議を行なった。

協議を重ねた結果、中世遺物包含層の存在が確認された北半部中央付近の発掘調査を、財団法人大阪府埋蔵文化財協会に委託されることとなった。

これにもとづき、当協会は昭和62年11月、大阪府土木部岸和田土木事務所との間に、橋本遺跡の発掘調査に関する委託契約を締結した。

現地調査は、昭和62年11月14日に着手し、昭和63年2月29日に終了した。

第II章 立地と環境

橋本遺跡は貝塚市石才に所在する。貝塚市は泉南と通称されている大阪の南部に位置し、南北に長い行政区をもつ。遺跡は近木川右岸の標高18~20mの段丘上に広がっている。

貝塚市は海岸よりに沖積平野が広がり、内陸部に向かって細く入り込んでいる。平野の両側は低い丘陵で囲まれており、隣接する岸和田市・泉佐野市・熊取町との境界となっている。貝塚市一帯は南に和泉山脈を負い、山脈南側（和歌山県側）の急傾斜面とは対称的にゆるやかな裾野が広がっている。また、一見なだらかなこの地形も細かく見ていくと、T.P.+200mを越す急峻な山地部、50~80mのなだらかな丘陵部、10~20mの段丘部、2~5mの海浜の低地部からなり、それぞれが著しい落差をもって段階的に下降している。

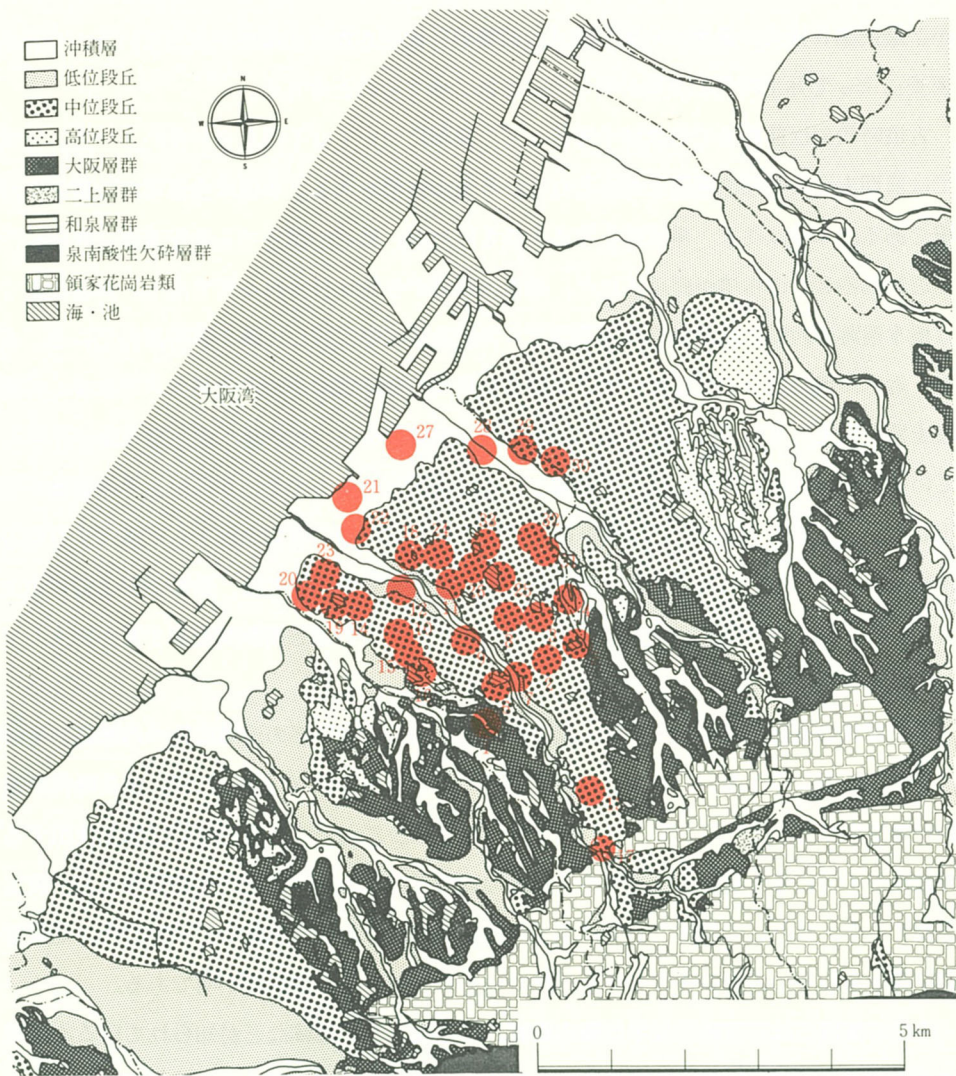
和泉山脈をつくる地層は、基盤をなしている領家花崗岩類・泉南酸性火砕岩類をおおって堆積した礫岩・砂岩および泥岩とそれらの互層で構成されている。これらの地層は、ほぼ東西方向の走向をもち、南翼の大部分を断ち切られた向斜構造をしている。和泉層群と呼ばれるこれらの地層は一連の堆積岩で、厚さが約7000m以上に達している。

以上のように和泉層群によって山地部が形成され、大阪層群を中心とした丘陵部と、その後の堆積による中・低位段丘部に大別される。また、山地部に削り込んで発する河川は深いV字形の谷をつくり、丘陵部を離れる付近から西に流れており、右岸部に多くの河岸段丘を発達させている。

貝塚市域における考古学的知見を遺跡中心に概述すると、現存確認されている最古のものは、旧石器時代に属する尖頭器が出土した新井ノ池遺跡及び、海岸寺山遺跡でナイフ形石器が出土している。また、当協会がおこなった脇浜遺跡調査の際、調査前の周辺観察から調査区の南縁で、ナイフ形石器や剥片⁽¹⁾を採集している。

縄文時代では脇浜遺跡の自然流路内で縄文時代晩期の土器が認められるのみで、遺構などの様相は不明である。

弥生時代では前期に属する遺跡は確認されていない。中期になると、津田川と近木川の間にある加治・神前・畠中、石才、清児、海岸寺山、半田遺跡等が分布している。後期の遺跡は新井ノ池遺跡で土器片が採集されている程度で、遺構などの様相は不明である。弥生時代の遺構、遺物は貝塚市の海岸部に多く見られるが、内陸部の遺跡についてはよくわかっていない。しかし、貝塚市森に所在する森B遺跡において、遺構は検出されなかった



1	千石堀城跡	12	堤遺跡	23	沢城跡
2	名越遺跡	13	三ヶ山南遺跡	24	今池遺跡
3	清見遺跡	14	窪田遺跡	25	新井ノ池遺跡
4	半田遺跡	15	王子遺跡	26	石才遺跡
5	二ツ池遺跡	16	下新出遺跡	27	貝塚寺内町遺跡
6	河池遺跡	17	水間寺遺跡	28	堀遺跡
7	高井天神魔寺・高井城跡	18	加治・神前・畠中遺跡	29	小瀬五所山遺跡
8	石才南遺跡	19	澱池遺跡	30	土生遺跡
9	積善寺遺跡	20	明楽寺跡	31	半田遺跡
10	丸山古墳	21	脇浜遺跡	32	秦魔寺
11	橋本遺跡	22	長楽寺跡	33	新井・鳥羽遺跡

第2図 周辺遺跡分布図

が、畿内第Ⅳ様式の後葉から第Ⅴ様式の前葉頃に比定される土器が出土している。今後の調査によって弥生時代の実態が明らかにされてゆくものとする。

古墳時代では前期までの遺跡や集落などの様相については不明な点が多い。一方、古墳では前期末から中期の築造と考えられている丸山古墳がある。本墳は全長72mの前方後円墳である。本墳は従来、単独墳と考えられていたが、最近の調査で5世紀末葉に作られたと思われる2つの古墳が確認された。両者の関係が今後注目される所である。集落遺跡では橋本遺跡の西側に位置する畠中遺跡で6世紀後葉の竪穴式住居跡が検出されている。また、近木川河口近くの段丘縁辺部に立地する沢共同墓地遺跡や脇浜遺跡などでは多くの製塩土器が出土している。窯跡としては海岸寺山窯跡群や三ツ松遺跡で須恵器窯跡が存在している。海岸寺山窯跡群は府下の窯跡としては南限となるもので、6世紀後半の遺物が出土している。また、海岸寺山窯跡群の周辺に、窯と同時期の遺物を出土した横穴式石室の古墳が存在したといわれている。海岸部の脇浜遺跡や堀遺跡等では、飯蛸壺形土器が出土しており、特に7世紀代の堀遺跡では、溝の中より多くの須恵器飯蛸壺形土器が出土しており注目されている。

奈良時代の遺跡には加治・神前・畠中遺跡等がある。海岸部の遺跡に比べ内陸部の遺跡は今だに不明な点が多い。しかし、森B遺跡で遺構は検出されなかったが、奈良時代の遺物が多量に出土しているため、それほど遠くない場所において集落跡等の遺構を検出する可能性が十分に考えられる⁽²⁾。平安時代以後の遺跡では畠中遺跡で掘立柱建物跡などが検出されている。また、寺院跡としては奈良時代に遡るとされる秦麿寺、平安時代の地藏堂麿寺等を含む8つの寺の存在が考えられているが、いずれも詳細は不明である。

中世の城郭には室町時代後半以降の森城、高井城、千石堀城などが知られている。森城は天正年間（1573～1592）まで存続した熊取町の興蔵寺城（高蔵寺城）の出城といわれている。高井城、千石堀城は紀州の根来衆が大熊街道沿いを防御する拠点として作ったものである。しかし、天正十三年（1585）豊臣秀吉の雑賀・根来攻めによって落城したが、この地が政治的、経済的、軍事的、交通の拠点として重要な役割を果たしていたことがうかがえる。

以上、貝塚市域の考古学的知見を中心に概要を述べてきたが、いまだ不明な点が多く残されており、今後の貝塚市域の詳細な調査がまたれる。

(1) (財)大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第6輯『脇浜遺跡発掘調査報告書』1986.11.30

(2)大阪府教育委員会『森B遺跡発掘調査概要・II』1985.3

第Ⅲ章 調査の成果

第1節 調査の方法と概要

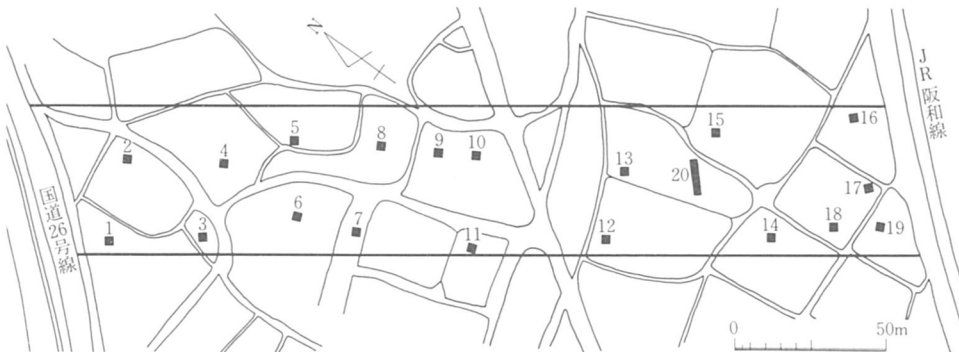
地区名の呼称と略号

今回の発掘調査および本書の中で使用した調査区の地区設定・遺構の種類等の略号は財団法人大阪府埋蔵文化財協会が定めた発掘調査規定に基づいて実施した。

調査では、国土座標法による新平面直角座標第Ⅵ座標系をもとに4×4mの最小区画を設定しながら実施した。地区割りの基本は大阪府発行新版（昭和59年建設省国土地理院承認）の1/2500の地形図である。この地図を12等分して500mの方形区画を作り、この区画には北西隅から東へA～Lの記号を付ける。次に、この区画を25等分して100mの方形区画を作る。100m区画には北西隅から東へ01～25の番号を与え、さらに100mの方形区画を625等分して4m四方の区画を作る。これによって出来た縦方向25行、横方向25列の4m区画は2文字のアルファベットでAA、ABと表現している。また、区画表示の際は縦方向を優先している。（第4図参照）

今回の橋本遺跡調査区はこれらによると大D-3-3-K25、大D-3-3-L21、大C-3-15-C05、大C-3-15-D01の4区画内に位置している（第4図）。

次に、本協会で行っている遺構表記のための記号は、他の組織の記号と混乱しないように独自の表記方法を採用している。遺構の表記方法は、発見された遺構順に1から通し番号をふって用いる。次に、遺構名（アラビア数字=1）と遺構の種類（アルファベット=



第3図 試掘調査の範囲と試掘坑の位置図

OA)によって表現している。遺構名の数字に関しては、例えば掘立柱建物のように複数のピットからなる遺構以外重複することはない。遺構の種類は本協会で定めた略号を用いており、遺構の種類と記号の意味は次のとおりである。

道路	OA	建物	OB	土壇	OO	河川	OR
井戸	OW	ピット	OP	炉	OH	竪穴住居	OD
溝	OS	墓地	OG	貝塚	OM	土塁・石塁	OE
窯	OK	祭祀	OC	苑池	OY	水田・畑	OZ
土器溜・瓦溜	OT	埋葬施設	OU	その他・不明	OX		

調査の方法と概要

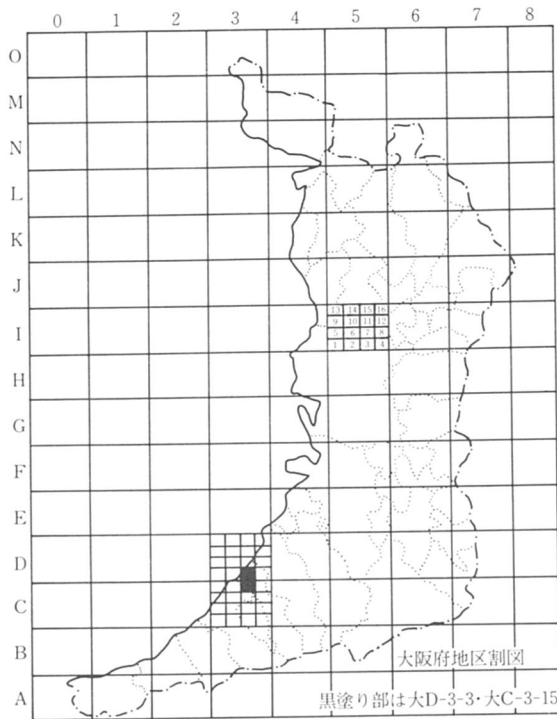
調査は現代耕土を機械掘削によって除去し、それから下層については人力によって掘削した。今回の調査地は近木川右岸の段丘上に位置している。調査地の地目はいずれも、畑、水田である。

この地域における既往の調査・研究が少ないこともあって、遺跡の詳細が不明のものが多。橋本遺跡では当協会が行なった試掘調査（第3図参照）がある。試掘調査では、試掘坑5・8・9・10で床土と砂礫層との間に中世遺物包含層を検出したが、遺構は検出できなかった。また、昭和26年橋本遺跡の東側で火葬場を建設する際に、土師器、青磁碗、青磁皿、鉄製小刀などが多数出土している。これらの遺物は昭和26年来斉場事務所の一隅に保管されてきたものである。しかし、採集者が不明である為、人伝えの話として聞くのみで、出土状況等の詳細は不明である⁽¹⁾。

調査は現代耕土を除去し、調査区の東側に側溝を掘削し、土層を観察しながら人力掘削をおこなった。また、随時土層観察用の畦を設定しながらおこなった。平面図の実測は、4×4mの方区画の交点杭から位置、方位の決定をおこない、縮尺は1：20を基調とした。また、全体図を航空写真測量でおこない、1：20、1：100の図を作成した。土層断面図の実測は、平面図と対応させるべく1：20を基調とした。

写真撮影は、35mm一眼レフ小型カメラ、6×7cm中型カメラを併用して撮影した。また、フィルムは、カラーズライド、モノクロームを使用し、8段2連及び5段2連の足場を2ヶ所ずつ設置し、撮影の補助とした。その他、写真としては航空測量用フィルムを使用し、モザイク写真（1：100）のパネルを作成した。

(1)西山要一 1977年「大阪府貝塚市橋本遺跡出土の遺物」『撰河泉文化資料第5号』北村文庫会



500mの区画

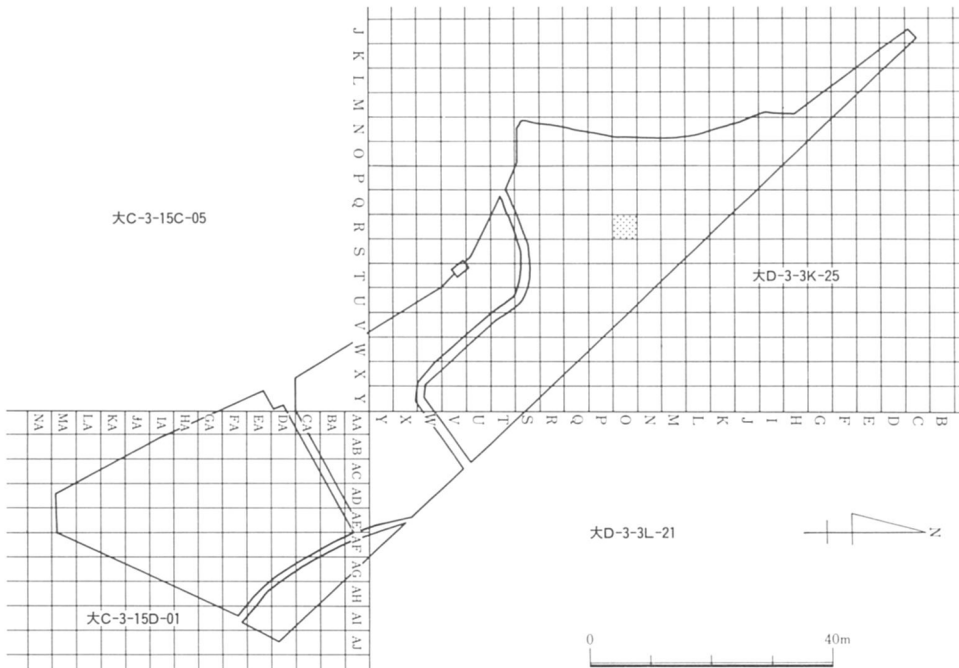
A	B	C	D
E	F	G	H
I	J	K	L

100mの区画

01	02	03	04	05
06	07	08	09	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25

(例)

大D-3-3 K 25 OR
(500m) (100m) (4m)



第4図 地区割模式図

第2節 層序

土層堆積状況（第5・6図）

今回の調査区での土層堆積状況は、大きく4層に分かれる。上から順に近世水田耕土・床土・中世水田耕土・床土・砂礫層・黄色粘土層となる。なお、黄色粘土は、中央部に設定した第3トレンチで確認したものである。

近世水田耕土・床土層と中世水田耕土・床土層との間に土器包含層と思われる層が介在するがこれも、中世水田に関する土層と理解される。

次に、砂礫層であるが、その上面に細砂～シルト層の堆積が、調査区を南北に縦断する形で認められる。これが、次の遺構の項で述べる10-ORである。この細砂～シルト層は上位になるに従い、その構成する粒子が小さくなり、シルトへと漸移する。緩やかな流水によって形成されたものであろう。

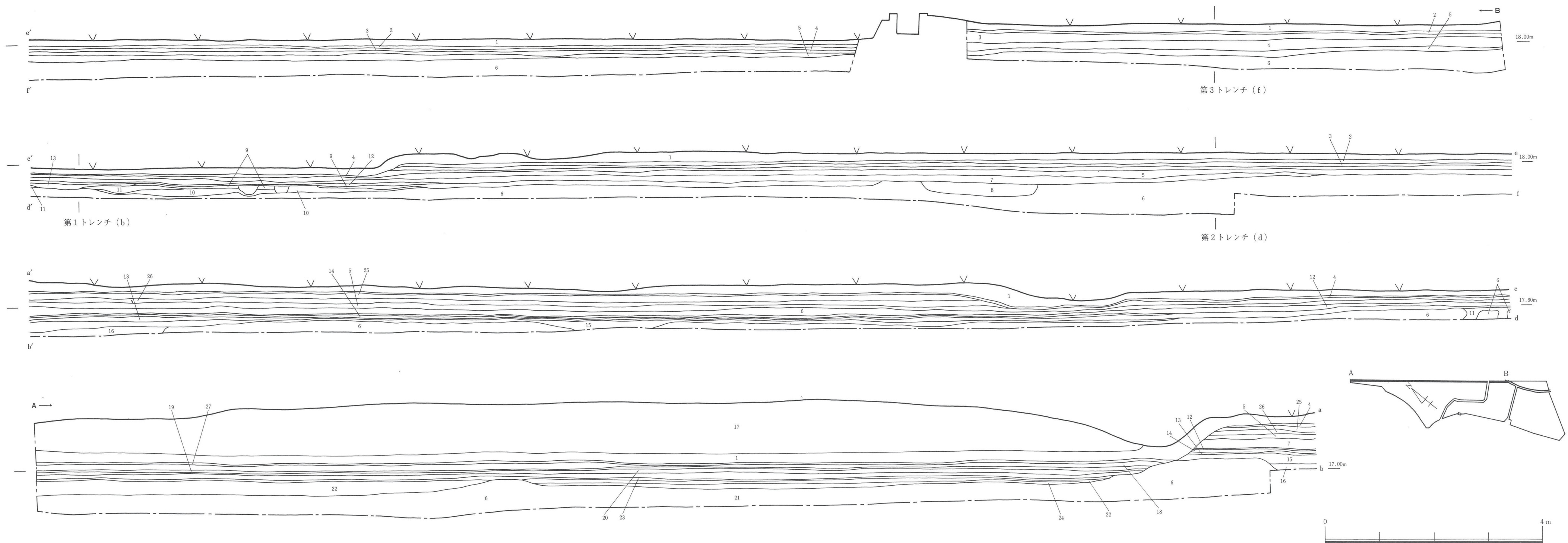
砂礫層は、その厚さを認めたトレンチにおいて層厚1.5m以上と厚い堆積を示すものである。ここでは砂礫層と一括したが、細礫から巨礫までその構成するものは変化に富んでいる。したがって、分層は可能であるが、その堆積には、時間差が認められないものである。下位になるに従って、礫径が大きくなる傾向が認められ、甚しきは、径1m以上の巨石も含まれる。この砂礫層は、調査区全域に分布するものである。

層厚は前述した通り、トレンチで一部確認しただけであるが、砂礫層全体としては、かなりな量になると推定される。

黄色粘土は前述したようにトレンチ内で検出したのであるが、その上面は、砂礫層によって大きく削割されていた。この層に含まれていた木片の¹⁴C年代は、39000年以前であった。⁽¹⁾¹⁴C年代から考えて、この黄色粘土層が中位段丘上部に相当するものと考えられる。したがって、砂礫層が、中位段丘上面を削割し、埋没してしまったのであろう。

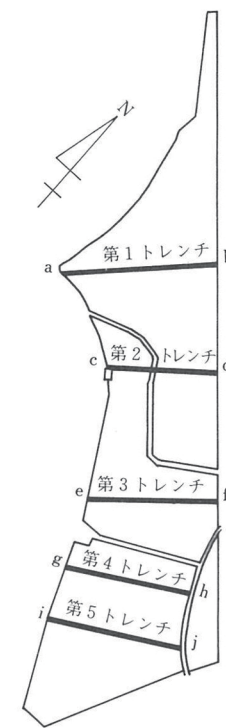
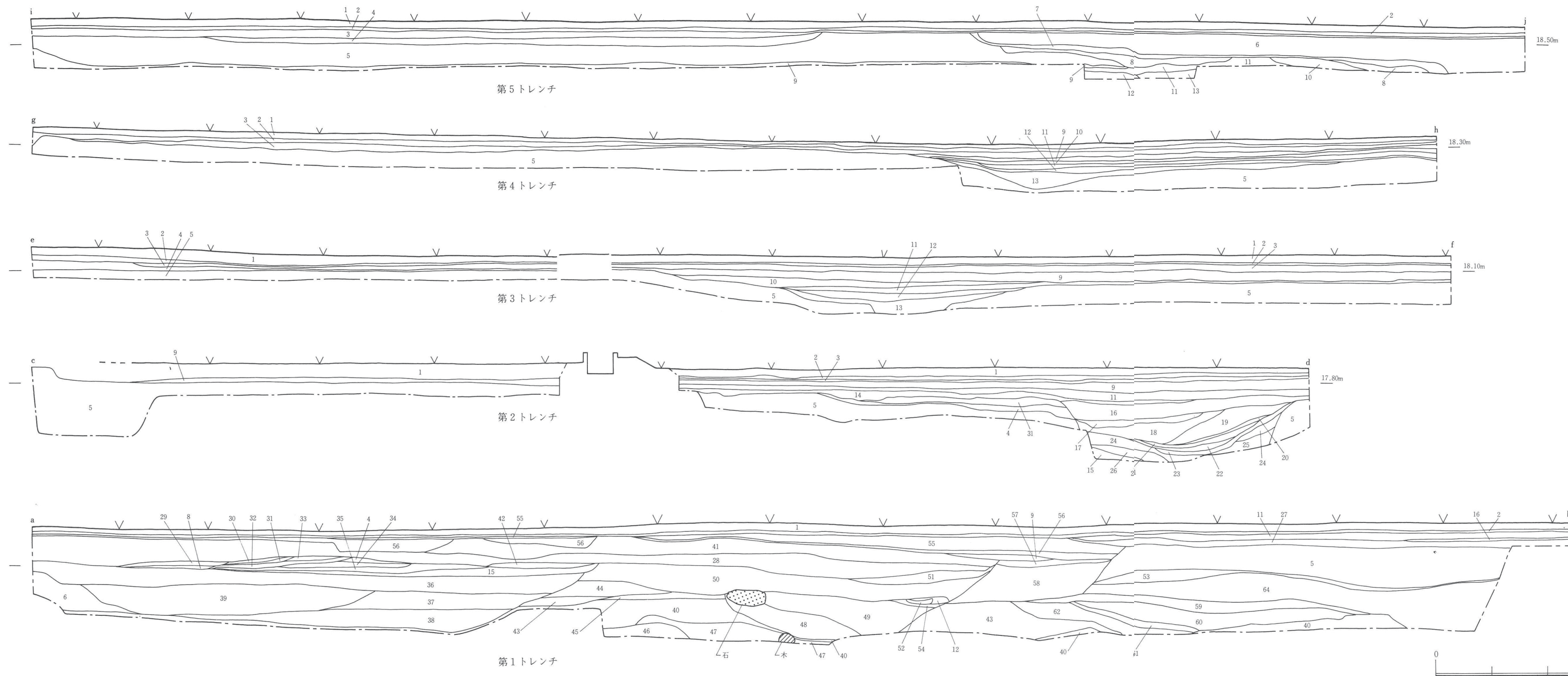
註

(1)『測定はアセチレンガス・シンチレーション法によって行い、その際の¹⁴Cの半減期は5568Y. で設定した。測定した年代は>39,000Y. B. P. (測定番号I-15412)であった。この年代値はガス・シンチレーション法による測定限界(約4万年)に近い値であるが、十分な炭素量を有する試料より得た値であるから、この材化石の年代は39,000年前より古いと判断して良いと思われる。』(川崎地質株式会社「橋本遺跡発掘調査に伴う花粉化石等微化石及び火山灰分析業務報告書」)より抜粋。



- 1. 10YR3/1 黒褐色土(現代耕土)
- 2. 7.5YR4/6 褐色土(床土)
- 3. 2.5Y6/2 灰黄色シルト(旧耕土)
- 4. 2.5Y5/4 黄褐色シルト(旧耕土)
(10cm以下の小石を含む)
- 6. 10YR5/2 灰黄褐色礫層
(巨礫~中礫)
- 7. 2.5Y5/2 暗灰黄色シルト(礫含む)
- 9. 10YR5/8 黄褐色シルト(マンガン含)
- 10. 2.5Y8/2 灰白色砂(細砂)
- 11. 5Y8/3 淡黄色シルト(粒子が細か)
- 12. 10YR6/6 明黄褐色シルト
- 13. 2.5Y7/3 浅黄色シルト
(マンガン粒子を含む)
- 14. 10YR6/4 によい黄橙シルト
- 15. 10YR5/6 黄褐色シルト
- 16. 2.5Y5/6 黄褐色シルト
- 17. 10YR4/6 褐色盛土
- 18. 2.5Y6/2 灰黄色シルト
- 19. 2.5Y6/6 明黄褐色シルト
- 20. 7.5YR6/1 褐灰色シルト
- 21. 2.5Y5/2 灰黄褐色シルト
- 22. 10YR5/3 によい黄褐色シルト
- 23. 10YR4/6 褐色シルト
- 24. 7.5YR5/6 明褐色シルト
- 25. 5Y5/2 灰オリーブ色シルト
(旧耕土)
- 26. 2.5Y4/4 オリーブ褐色シルト
(旧床土)
- 27. 7.5YR4/3 褐色シルト

第5図 土層断面図 (I)



- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 10YR3/1 黒褐色土(現代耕土) | 33. 10YR6/6 明黄褐色細砂 |
| 2. 7.5YR4/6 褐色土(床土) | 34. 10YR5/8 黄褐色粗砂~細砂 |
| 3. 2.5Y6/2 灰黄色土(細砂多く含む) | 35. 2.5Y5/6 黄褐色細砂 |
| 4. 10YR4/6 褐色砂礫層(細砂、小石を含む) | 36. 2.5Y4/6 オリーブ褐色巨礫~中礫 |
| 5. 10YR5/2 灰黄褐色砂礫層(中礫、中砂、細砂を含む) | 37. 2.5Y4/4 オリーブ褐色中礫~粗砂 |
| 6. 10YR5/1 褐灰色砂礫層(中~大礫を多く含む) | 38. 2.5Y4/3 オリーブ褐色巨礫~粗砂 |
| 7. 5Y6/2 灰オリーブ色土(細砂を含む) | 39. 10YR5/4 におい黄褐色巨礫~中砂 |
| 8. 10YR4/4 褐色土(細砂を含む) | 40. 10YR7/8 黄橙中礫~中砂 |
| 9. 2.5Y5/4 黄褐色シルト | 41. 10YR5/3 におい黄褐色巨礫~細砂 |
| 10. 10YR5/6 黄褐色シルト | 42. 2.5Y5/6 黄褐色シルト |
| 11. 7.5YR4/6 褐色シルト(中礫を含む) | 43. 10YR3/4 暗褐色中礫~粗砂 |
| 12. 2.5Y4/6 オリーブ褐色シルト | 44. 7.5YR4/4 褐色巨礫~粗砂 |
| 13. 10YR4/2 灰黄褐色シルト | 45. 7.5YR5/8 明褐色中礫~細砂 |
| 14. 5YR5/2 灰褐色シルト(粗砂を含む) | 46. 2.5Y7/8 黄色巨礫混じり中砂 |
| 15. 10YR4/6 褐色粗砂~中礫 | 47. 10Y5/1 灰色粘土(有機物を多く含む) |
| 16. 2.5Y8/3 淡黄色シルト(中礫を少量を含む) | 48. 2.5Y6/6 黄褐色中砂 |
| 17. 7.5YR4/2 灰褐色シルト | 49. 10YR4/3 におい黄褐色巨礫~中砂 |
| 18. 7.5YR4/3 褐色シルト(10~20cm大の通円礫を多く含む) | 50. 2.5Y3/3 暗オリーブ褐色巨礫~中砂 |
| 19. 7.5YR3/3 暗褐色シルト(細礫~中礫を多く含む) | 51. 2.5Y3/2 暗赤褐色巨礫~中礫 |
| 20. 7.5YR5/2 灰褐色シルト | 52. 2.5Y5/3 黄褐色シルト |
| 21. 5YR3/2 暗赤褐色粗砂~細砂 | 53. 2.5Y5/2 暗灰黄色礫混じり中~細砂 |
| 22. 5YR4/3 におい赤褐色シルト(礫を含む) | 54. 2.5Y5/4 黄褐色細砂 |
| 23. 10YR4/6 褐色シルト | 55. 10YR6/4 におい黄橙シルト |
| 24. 7.5YR4/2 灰褐色シルト~細砂(5~12cmの巨礫を含む) | 56. 2.5Y7/4 浅黄色シルト |
| 25. 5YR4/3 におい赤褐色シルト(粗シルトを含む) | 57. 2.5Y6/2 灰黄色砂 |
| 26. 10YR5/3 におい黄褐色中砂~細砂 | 58. 10YR5/3 におい黄褐色礫層 |
| 27. 10YR6/6 明黄褐色シルト | 59. 2.5YR3/2 暗赤褐色中~巨礫 |
| 28. 10YR4/4 褐色巨礫混じり粗砂層(巨礫混じり) | 60. 10YR5/4 におい黄褐色中砂層(巨礫混じり) |
| 29. 10YR5/4 におい黄褐色中砂~細砂 | 61. 2.5YR3/2 暗赤褐色5cm程度までの小石の層 |
| 30. 10YR4/3 におい黄褐色中砂~細砂 | 62. 10YR5/4 におい黄褐色中砂~細砂層(巨礫を多く含む) |
| 31. 10YR5/8 黄褐色シルト質細砂 | 63. 2.5Y4/6 オリーブ褐色1~2mm程度の砂質土 |
| 32. 10YR5/6 黄褐色中礫混じり細砂 | 64. 5Y5/2 灰オリーブ色礫層(最大20cm程度の石を含む) |

第6図 土層断面図(II)

第3節 遺構

今回、遺構として認識されたものとして、中近世の水田の畦畔、流路状遺構等がある。流路状遺構についてであるが、これは、下層の砂礫層との関連が強いと思われるので、砂礫層の成因から記述していきたい。

砂礫層については、前第2節の土層堆積状況で述べたように、かなりの量が堆積していることは明らかである。

莫大な砂礫層が一時に堆積したその要因は、土石流的なものが考えられる。土石流的なものを想定する一つの根拠として、1 m以上もの巨石の存在が挙げられる。それらの石を動かす営力は、通有の流路では生じないものであろう。さらに、調査区周辺の等高線図を作成して観察すると（第8図）、調査区に接して、南東から北西にかけて延びる谷の痕跡が認められる。また、その谷が、近木川に接する地点で、近木川が反対方向に屈曲しているのが見受けられる。

現在の地形図から読み取れる限りは、それほど大きな谷が存在したとは思えない。したがって、局地的な土石流が押し寄せて、調査区の中位段丘面を覆い、土石流の先端部が近木川を一部埋め立てて、流路を屈曲させた結果が、現状の地形であると考えられよう。

10-ORは、砂礫上にみられる流路状遺構である（第7図）。埋土は、細砂～シルト層である。土層堆積状況の項でも述べたように、上部に行くにしたがい粒子が細かくなっている。下部の細砂層は、砂礫層と一括している層の上部とは漸移的であり、両者の区別は判然としなかった。10-ORは、土石流が押し寄せた谷地形が完全に埋没せず、狭く残った谷状の箇所を水が流れたものであろう。したがって、人為的に掘削したものでなく、自然に形成されたものであろう。

次に、土石流的な堆積がなされた時期および上部の10-ORの存続していた時期であるが、ともに、その土層中からの文化遺物の出土がなく確定できない。ただ、シルト層の直上層から13世紀代を中心とする土器が出土しており、その時期には10-ORは、既に流路としての機能を失っていたのである。その存続期間については、以下のような理由から、あまり長くなかったと考える。それは、傍証に過ぎないが、砂礫層上に水田が造成されていることによる。つまり、可耕地を長期間水田として利用しないはずがないと考えるからである。流路が長期間機能しておれば、その流路を利用して水田化を画るであろうが、流路埋没後に水田化していることは、とりもなおさず、流路の存続期間が短かったことを示すの

ではないであろうか。10-O Rと砂礫層が連続的な堆積であるため、土石流的堆積が、上面の土器が示す13世紀をあまり遡らない時期に起こったものと考えられよう。

細砂～シルト層より上層は、中世から現代に至る水田面を検出した。砂礫層上には客土したと思われる粘土で床土を形成していた。酸化鉄を含む層と、マンガンを含む導層が累積していた。その状況から中世から現代に至るまで、水田面を上げながら連綿と耕作されてきたことが判明した。

畦畔については、断面では確認できなかったが、平面的に酸化鉄とマンガンを含む層との違いで、痕跡を確認することができた。畦畔痕跡は、現状の畦畔はほぼ一致することが確認された。

砂礫層堆積後は、居住の場としてでなく、生産の場、つまり水田として利用されてきたのである。